

| | |
|-----------------|-----------|
| 顧問 | 学生部 |
| 顧問・監督兼任 | スポーツ強化支援室 |
| 指導者 (Category2) | 学生部 |
| 指導者 (Category3) | スポーツ強化支援室 |

※指導者の方への交通費補助金は、試合、合宿、練習に帯同された場合のみです。

以下のような事例では交通費は支給されません。

- ・スポーツ推薦のスカウト活動
- ・課外活動表彰式（金甲賞）出席
- ・摂津会行事に体育会指導者として参加する
- ・大学主催の指導者講習会に参加する
- ・学生のコンパに参加する（学内・学外での開催いずれも）

2. 課外活動団体に所属する学生の全国大会出場に関する援助金

甲南大学父母の会では、体育会に所属する課外活動団体または個人が、全国大会に出場する場合は、

①個人：10万円（1団体の上限20万円） ②団体：20万円までの援助を受けることができます。

3. 課外活動団体に所属する学生の海外派遣に関する援助金

甲南大学父母の会では、体育会に所属する課外活動団体または個人が、連名や協会等を代表して海外に派遣される場合は、①個人：10万円（1団体の上限20万円）②団体：20万円までの援助を受けることができます。なお、派遣される地域が比較的遠い場合（アジア以遠）は、①個人：25万円（1団体の上限50万円）②団体：50万円が上限となります。

4. 課外活動団体に対する補助金及び貸付金

甲南大学父母の会では、以下項目への補助金と貸付金も行っております。

- ① グランドその他、大学の施設不足を補って利用する体育施設の使用料その他経費。
- ② その団体の活動に必要であり、かつ、多年にわたって使用する備品
（その購入経費が、その団体の負担能力を著しく超えると思われる場合）
- ③ 長期間使用する機器備品の修理費の一部

5. 課外活動団体の保険料補助

甲南大学父母の会では、団体の性格上、障害保険の加入が不可欠である団体は以下の要領で保険料の一部を補助します。

- ① 補助金は、年間納付保険料の3分の2以内とし、1団体につき年間10万円を限度とする。
- ② 補助金の申請は、当該年度内1回に限って申請でき、当該年度内に申請がない時は補助しないものとする。